

## 「老老介護」の現実と福祉用具

研究開発部  
的場 康子

介護保険導入後、厚生労働省が初めて実施した「平成12年介護サービス世帯調査(概況)」(全国の在宅生活において手助けや見守りを要する40歳以上の約4,300人が対象、2000年6月実施)の結果が今年6月に発表された。これをもとに、介護保険導入直後の介護の実態の中で、特に福祉用具の利用実態を紹介し、その有効活用に向けての課題について考えてみよう。

### < 多い「老老介護」世帯 >

この調査により、介護を行っている人の年齢についてみると、50歳代が約3割で最も多いものの、60歳代以上の割合が約半数であり、「高齢者が高齢者を介護する」という「老老介護」に直面している人が多いことが浮き彫りになった(図表1)。

このように、高齢者が介護の主な担い手となっているのが現状のようであるが、介護労働の負担軽減のために重要なカギを握っているのが福祉用具の有効活用である。高齢化や介護保険制度を追い風に、福祉用具の市場規模は増大傾向であるが(図表2)、実際に要介護者の利用実態はどのようになっているのだろうか。

### < 福祉用具の利用状況 >

上述の「介護サービス世帯調査」によれば、比較的良好に利用されている用具は、「車いす」「歩行補助つえ」「特殊寝台」等である(図表3)。ただし、

要介護4ないし5の人でも、「車いす」「特殊寝台」を利用している人が約5割にとどまっていたり、何も「利用していない」人も約2割である。このことは、在宅介護生活の中で、いまだ福祉用具があまり積極的に活用されていないという実態を反映しているのではないかと思われる。

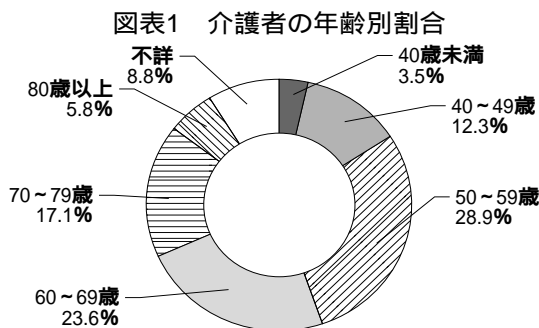
### < 福祉用具の活用に向けての課題 >

このように、福祉用具の利用がなかなか進まないという背景には何があるのか。

一つには、商品情報が利用者まで伝わりにくいということがある。実際、利用者の身体的状況により、介護ショップまで足を運ぶことができない場合もあるし、またショップまで行けたとしても、店頭に表示してある商品は限られている。

このようなことから、福祉用具事業者からの積極的な情報発信はもちろんのこと、要介護者及び介護者のニーズを把握し、かつ住環境を考慮した上で、用具の有効性と利用方法についてアドバイスの提供も重要である。そのためには、要介護者のケアプランを作成するケアマネージャーの役割も大きい。最近では、福祉用具選択の相談や利用指導に当たる専門家として「福祉用具プランナー」(財)テクノエイド協会が1997年から導入)の育成が図られ、福祉用具事業者と介護者及び要介護者との橋渡し役として期待されている。

福祉用具の活用は、介護労働の省力化だけでなく、高齢者の自立した生活を助ける働きがある。したがって要介護者を含め、介護にかかわるすべての人の生活の質を高めるためにも、福祉用具に関するきめの細かい情報提供と、利用に向けた支援体制の構築が必要であろう。



資料:厚生労働省「平成12年介護サービス世帯調査の概況」2001年

図表2 各種福祉用具の市場規模の推計結果

(単位:億円) (単位:%)

| 年度         | 1993       | 1994  | 1995  | 1996  | 1997   | 1998   | 1999   | 99/98年 |
|------------|------------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|
| 福祉用具(狭義)全体 | 7,731      | 8,047 | 8,641 | 9,428 | 10,409 | 10,690 | 11,497 | 108    |
| 介護保険関連     | ポータブルトイレ   | -     | -     | -     | 25     | 26     | 26     | 100    |
|            | つえ         | -     | -     | -     | 12     | 15     | 14     | 93     |
|            | 歩行者・歩行車    | -     | -     | -     | 12     | 13     | 12     | 92     |
|            | 車いす        | 175   | 189   | 225   | 267    | 270    | 325    | 116    |
|            | リフト        | -     | -     | -     | -      | 23     | 23     | 104    |
|            | ベッド        | 270   | 317   | 414   | 470    | 474    | 442    | 128    |
|            | 手すり・握りバー   | -     | -     | -     | -      | 78     | 92     | 103    |
|            | じょくそう予防用具等 | -     | -     | -     | -      | 54     | 53     | 117    |
| その他        | おむつ        | 256   | 290   | 328   | 445    | 612    | 855    | 115    |
|            | シルバーカー     | -     | -     | -     | -      | 31     | 31     | 110    |
|            | 福祉車両等      | 72    | 86    | 108   | 183    | 241    | 311    | 190    |
|            | ホームエレベータ   | 60    | 70    | 91    | 130    | 134    | 120    | 111    |

注:福祉用具(狭義)全体の市場規模には、上記の用具のほかに、家庭用治療器、義肢・装具、眼鏡、補聴器、警報システム、階段昇降機、段差解消機、温水洗浄便座、福祉施設用入浴装置等が含まれている  
資料:経済産業省「1999年度における福祉用具市場規模推計値について(平成12年度福祉用具・日用品市場規模調査結果概要)」2001年3月

図表3 要介護の認定状況別にみた介護保険給付対象の福祉用具の利用状況(重複計上)

(単位:%)

| 福祉用具の利用状況      | 要介護者  |       |       |       |       |       |
|----------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|                | 要介護1  | 要介護2  | 要介護3  | 要介護4  | 要介護5  |       |
| 総数             | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 利用している         | 71.4  | 65.9  | 69.7  | 72.2  | 77.0  | 77.5  |
| 1 車いす          | 36.1  | 18.0  | 27.5  | 45.6  | 55.6  | 51.8  |
| 2 車いす付属品       | 5.3   | 1.4   | 3.7   | 6.4   | 7.4   | 11.8  |
| 3 特殊寝台         | 27.7  | 12.8  | 18.4  | 29.9  | 45.1  | 50.1  |
| 4 特殊寝台付属品      | 16.6  | 5.1   | 11.2  | 17.8  | 26.7  | 36.1  |
| 5 じょくそう予防用具    | 7.2   | 0.8   | 2.4   | 4.4   | 11.6  | 26.8  |
| 6 体位変換器        | 0.6   | 0.6   | 0.6   | 0.6   | 0.9   | 1.4   |
| 7 手すり          | 19.1  | 18.4  | 23.0  | 21.0  | 16.0  | 15.2  |
| 8 スロープ         | 5.8   | 2.6   | 4.5   | 6.4   | 8.6   | 10.7  |
| 9 歩行者          | 6.6   | 7.8   | 7.4   | 6.1   | 6.5   | 3.4   |
| 10 歩行補助つえ      | 31.7  | 44.6  | 39.8  | 29.4  | 18.4  | 10.1  |
| 11 痴呆性老人徘徊感知機器 | 0.3   | 0.1   | 0.3   | 0.6   | 0.2   | 0.3   |
| 12 移動用リフト      | 1.1   | 0.3   | 0.5   | 0.4   | 2.8   | 2.5   |
| 13 移動用リフトのつり具  | 0.5   | 0.2   | 0.4   | 0.9   | 1.7   | 1.7   |
| 14 腰掛け便座       | 21.4  | 17.9  | 24.4  | 24.8  | 24.4  | 14.9  |
| 15 特殊尿器        | 2.5   | 1.2   | 1.9   | 2.5   | 3.7   | 4.2   |
| 16 入浴補助用具      | 18.2  | 19.0  | 21.4  | 18.2  | 16.3  | 13.5  |
| 17 簡易浴槽        | 0.5   | 0.6   | 0.2   | 0.8   | 0.2   | 0.8   |
| 利用していない        | 28.6  | 34.1  | 30.3  | 27.8  | 23.0  | 22.5  |

注:本表の福祉用具1～12は貸与(レンタル)の対象であり、レンタル料金の一部(9割)が保険で支払われる。  
13～17は購入の対象であり、購入金額の一部(9割)が保険で支払われる。

なお、要介護者とは介護保険法の要介護と認定された者である。要介護1は排泄や食事は自分ではできるが移動などで何らかの支えを必要とする状態、要介護2は排泄や食事に何らかの支えが必要とすることがある状態、要介護3は排泄も含め、身の回りのことが自分ひとりではできない状態、要介護4は問題行動も多く、排泄を含め、身の回りのことがほとんどできない状態、要介護5は最重度の状態、排泄、食事、移動などほとんどできない状態である。

資料:図表1に同じ